

# 2020年国勢調査実施計画

— 正確・円滑な調査と精度の高い統計をめざして —

(案)

2019年●月●日

総務省

## 2020年国勢調査実施計画 目次

### I 国勢調査の趣旨及び実施に向けた基本的な考え方

第1 国勢調査の趣旨	1
第2 国勢調査の基本的役割	1
第3 調査を取り巻く環境の変化	2
第4 2020年国勢調査の実施に向けた基本的な考え方	2

### II 2020年国勢調査の実施計画

第1 調査の目的	4
第2 法的根拠	4
第3 調査の時期	4
第4 調査の対象	5
第5 調査事項及び調査票	6
第6 調査の方法	6
第7 結果の集計及び公表	8
第8 調査書類の保存	8

別紙1 2020年国勢調査調査票（案）

別紙2 2020年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧（案）

# I 国勢調査の趣旨及び実施に向けた基本的な考え方（案）

## 第1 国勢調査の趣旨

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下、「法」という。）に定める基幹統計調査として、同法第5条第2項の規定に基づき実施する人及び世帯に関する全数調査である。その結果は、国及び地方公共団体の各種行政施策はもとより、企業、団体その他各方面の利用に供されている。

大正9年（1920年）の第1回調査以来、国の最も基本的で重要な統計調査として5年ごとに実施されており、2020年に実施する調査はその21回目に当たり、実施100年の節目を迎える。

## 第2 国勢調査の基本的役割

### 1 公正な行政運営の基礎を成す情報基盤

国勢調査による地域別の人口や産業別就業者数などの統計は、客観的なデータに基づく公正な行政を行うために、衆議院小選挙区の画定、地方交付税の算定など、多くの法令にその利用が規定されている。

また、国勢調査から得られる人及び世帯に関する様々な属性別や地域別の統計は、国及び地方公共団体における各種行政施策の策定・推進はもとより、その評価に広く活用されている。

このように、国勢調査は、我が国の行政運営の基礎を成す情報基盤としての役割を担うものである。

### 2 国民や企業の活動を支える情報基盤

国勢調査から得られる様々な統計は、公的部門のみならず、国民が国や地域社会の実態を知るためや、企業や各種団体等が需要予測、店舗の立地計画などの経営管理を行うためなどに幅広く活用されている。

また、大学や研究所等の学術・研究機関においては、人口学・地理学・経済学・社会学など社会経済の実態や動向に関する実証的な研究に広く利用され、それに基づいて将来見通しの策定や政策提言などが行われている。

このように、国勢調査は、国民、企業、団体等が我が国の現状を正しく理解し、将来の姿を見通していくために必要とされる最も基本的な統計情報を提供するものであり、社会経済の発展を支える情報基盤としての役割を担うものである。

### 3 公的統計の作成・推計のための情報基盤

国勢調査から得られる統計は、それ自体が利用価値の高いものであるだけでなく、同時に他の様々な統計を作成する上で欠くことのできない基礎データとして活用されている。例えば、全国及び地域別の最新の人口や将来人口を推計する上では、国勢調査による人口が基礎データとして用いられている。また、労働力調査、国民生活基礎調査な

どの人及び世帯に関する標本調査は、信頼性の高い結果が得られるよう、国勢調査の統計データを用いて標本設計が行われている。さらに、国民経済計算などの加工統計においても、国勢調査による人口を基準人口としてその推計に利用されている。

このように、国勢調査から得られる統計は、公的統計の作成・推計のための情報基盤としての役割を担うものである。

### 第3 調査を取り巻く環境の変化

#### 1 社会情勢の変化を的確に捉える統計の作成

人口の少子高齢化が進展する中で、的確な行政施策を企画・立案するためには、全国及び地域別の詳細な統計が必要となる。そのためには、男女・年齢別人口といった極めて基本的な人口属性はもとより、単身世帯の増加を中心とする世帯構造の変化、女性や高齢者をはじめとする就業構造の変化など、社会情勢や国民生活の変化を反映した直近の常住人口を属性別に捉えた詳細かつ正確な統計が求められている。

#### 2 I C T 化の進展を踏まえたインターネットを利用した調査の推進

情報通信技術（I C T）の進展を踏まえ、平成27年調査から全国でオンライン調査を導入した。オンライン調査は、正確かつ効率的な統計の作成や、報告者の負担軽減・利便性の向上に結びつくことから、2020年調査においても更なるオンライン回答の推進に取り組むことが求められている。

#### 3 I C T 化の進展に伴う公表の早期化と統計ニーズの増大

情報通信技術（I C T）の進展を踏まえ、インターネットによる結果表の提供を進めしており、これにより結果表の利活用も公表後、即座に可能となったことから、統計利用者から公表時期のより一層の早期化が要請されている。

また、人口構造や就業構造など基本的な統計結果については、地域の比較分析の利用ニーズが高く、市区町村別の統計表の充実が求められている。

### 第4 2020年国勢調査の実施に向けた基本的な考え方

2020年国勢調査については、社会情勢の変化に対応した的確な統計を提供するため、調査の実施に関する上記（第3）を踏まえつつ、次の基本方針に立って企画する。

#### 1 オンライン回答方式の推進

国勢調査により作成される統計は、高い精度を確保することが不可欠である。そのためには、世帯が漏れなく正確に調査票に記入し、それを確実に提出することができるような仕組みが必要である。

平成27年調査で全国に導入した「オンライン回答方式」については、オンライン調査システムに実装される入力内容のチェック機能により、記入状況の改善が図られたことから、引き続き2020年調査においても導入する。なお、オンライン回答方式に当たっては、オンライン回答の提出期間を紙の調査票による回答よりも前の段階に設定する方法により実施する。

また、従来の紙の調査票による回答については、「調査員による回収」及び「郵送回収」により行う。高齢者世帯の増加に伴い、記入の支援が必要な世帯が増えていることに鑑み、調査員が世帯から提出された調査票について、記入の支援や確認を行うことができるようとする。

なお、昨今のプライバシー意識の高まりに配慮する取組として、前述のオンライン調査の推進を図るとともに、紙の調査票においては、世帯の希望に応じて封入提出を可能とする。

## 2 調査の円滑な実施をサポートする仕組みの構築

調査事務の円滑な遂行は、国勢調査の成否に関わる重要なポイントである。そのため、平成27年調査において、調査に回答する世帯、調査の実施事務を担当する地方公共団体をサポートする仕組みを構築したところである。

調査員が漏れなく調査票を回収するためには、郵送提出された調査票を円滑に受付・整理し、提出状況を把握することが必要である。一方で、短期間に大量に送付される郵送調査票の受付・整理は、作業量が膨大となることから、全国共通の拠点において民間リソースを活用し、効率的に処理を行う仕組みを2020年調査においても構築する。

また、オンライン回答や郵送提出の状況などを把握する機能や、調査に用いる書類・用品の追加作成に係る機能などを整備するとともに、国勢調査関係業務の連絡を機動的に行い、国勢調査に係る事務処理を適切に実施するため、国・地方公共団体の関係職員がまとめて参照できる機能を有した業務ポータルの利便性を高めて行く。

## 3 正確な調査票の提出を促進するための取組

国勢調査は、極めて規模の大きい調査である。そのため調査を円滑に実施し、世帯から正確な調査票の提出を得るために、国勢調査に対する世帯の理解が不可欠である。

一方、調査を実施する環境は、単身世帯や共働き世帯などが増えたことでオートロックマンションや昼間の不在世帯が多くなり、調査員の訪問・面接のみでは、調査票の説明が十分に行えないケースが増えている。

このような状況に鑑み、調査について「知りたいときに知りたいことが分かる」をコンセプトとしたインターネットによる国勢調査専用サイトの整備、更には、調査の実施及び調査の目的・必要性を周知するための広報や関係方面への協力依頼を実施し、積極的な情報提供を展開する。

また、世帯からの照会に対応するコールセンターの設置に当たっては、コールセンターを中心に市区町村及び関係機関が連携して、迅速かつ確実な対応ができる体制を構築し、世帯が円滑に調査票を記入・提出できるようにする。

## 4 利用者のニーズに即した使いやすく精度の高い統計の迅速な提供

上記1～3を着実に実施することで、利用者のニーズに対応した結果表を充実させるとともに、調査結果の利活用が容易となるような提供方法等の環境を整備する。また、地方公共団体における調査書類の審査事務及び国における集計事務の流れを再構築することにより、調査結果の迅速な提供を目指す。

## II 2020年国勢調査の実施計画

### 第1 調査の目的

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

### 第2 法的根拠

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」（国勢統計を作成するための調査）として実施する。

また、国勢調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める、国勢調査令（昭和55年政令第98号）、国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）及び国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号）に基づく。

### 第3 調査の時期

#### 1 調査の基準時

調査は、2020年10月1日午前零時現在によって行う。

#### 2 実地調査の期間

調査は上記1に掲げる日時を基準として、下記の日程で行うこととする。

(調査員)

- |                                |                     |
|--------------------------------|---------------------|
| ○ 担当調査区の確認                     | : 9月10日（木）～9月13日（日） |
| ○ オンライン調査回答用ID<br>及び調査票（紙）等の配布 | : 9月14日（月）～9月20日（日） |

(世帯)

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| ○ オンライン回答期間   | : 9月14日（月）～10月7日（水） |
| ○ 調査票（紙）の回答期間 | : 10月1日（木）～10月7日（水） |

(調査員)

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| ○ 調査票（紙）の当初回収期間  | : 10月1日（木）～10月7日（水）   |
| ○ 調査票の提出状況の確認    | : 10月8日（木）～10月13日（火）  |
| ○ 調査票（紙）の未提出回収期間 | : 10月8日（木）～10月15日（木）  |
| ○ 調査票（紙）の督促回収期間  | : 10月16日（金）～10月20日（火） |

## 第4 調査の対象

### 1 調査の地域

調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行う。

- (1) 歯舞諸島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

### 2 調査の範囲

#### (1) 調査の対象

調査の対象は、調査時において、我が国に常住する期間が引き続き3月以上に渡ることとなる者とする。

ただし、次の者は調査の対象としない。

- ア 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む。）
- イ 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

#### (2) 調査の場所（人口の帰属）

常住する場所で調査することとしている。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所で調査する。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

イ 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者は、その病院又は診療所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅

ウ 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有する者は、その生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

エ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所

オ 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

## 第5 調査事項及び調査票

### 1 調査事項

調査票により、次の項目を調査する。

#### (1) 世帯員に関する事項

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| (ア) 氏名            | (ケ) 在学、卒業等教育の状況       |
| (イ) 男女の別          | (コ) 就業状態              |
| (ウ) 出生の年月         | (サ) 所属の事業所の名称及び事業の種類  |
| (エ) 世帯主との続柄       | (シ) 仕事の種類（職業）         |
| (オ) 配偶の関係         | (ス) 従業上の地位            |
| (カ) 国籍            | (セ) 従業地又は通学地          |
| (キ) 現在の住居における居住期間 | (ソ) 従業地又は通学地までの利用交通手段 |
| (ク) 5年前の住居の所在地    |                       |

#### (2) 世帯に関する事項

- |           |            |
|-----------|------------|
| (ア) 世帯の種類 | (ウ) 住居の種類  |
| (イ) 世帯員の数 | (エ) 住宅の建て方 |

### 2 調査票

基本となる調査票はA4判変形・両面記入様式の光学文字認識（OCR）帳票で、1枚に4名まで記入できる設計とする（調査票様式は別紙1を参照）。

また、オンライン調査のための電子調査票はHTML形式とし、世帯人員9名までの一般世帯がパソコン、スマートフォン及びタブレット端末から回答できる設計とする。

なお、基本となるOCR調査票や電子調査票を補完するため、高齢者や外国人などができるだけ記入しやすくするための補助用調査票として『拡大文字調査票』、『点字調査票』、『外国語調査票』（27言語）及びExcel調査票を用意する。

## 第6 調査の方法

### 1 調査区の設定

調査の実施に先立ち、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令に基づき、2019年10月1日現在で2020年国勢調査調査区を設定する。調査区は、原則として1つの調査区におおむね50世帯が含まれるように構成するものとする。

### 2 調査の流れ

調査は、総務省—都道府県—市町村—国勢調査指導員（以下「指導員」という。）—国勢調査員（以下「調査員」という。）の流れにより行う。

ただし、マンション等の共同住宅や社会福祉施設等において、調査票の配布・回収等の調査員事務を特定の事業者に業務委託した方が効率的に調査を実施できる調査区においては、調査員事務を市町村が当該事業者に委託して実施することができるものとする。

### 3 関係者の役割

#### (1) 都道府県

都道府県は、市町村事務打合せ会の開催、調査の実施状況の把握、広報及び協力依頼による環境整備、調査書類の審査、『都道府県要計表』の作成等の事務を行う。

#### (2) 市町村

市町村は、指導員及び調査員の選考・配置、指導員及び調査員の事務打合せ会の開催、指導員及び調査員への調査実施上の指導、オンライン回答世帯及び郵送提出等世帯の把握と調査員への伝達、調査書類の審査、『市町村要計表』の作成等の事務を行う。

また、調査事務を委託した事業者に係る調査実施上の指導を行う。

#### (3) 指導員及び調査員

指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する。

指導員は、調査員に対する指導、オンライン回答世帯及び郵送提出等世帯の伝達、調査票等の検査を行い、調査員は、担当調査区内にある世帯についての調査を行う。

#### (4) 調査員事務を受託した事業者

調査員事務を受託した事業者は、担当調査区内にある世帯についての調査を行う。

### 4 調査の方法

#### (1) 基本的な方法

調査は、オンライン回答の期間を、調査員提出・郵送提出の期間に先行して設定する方法により実施する。

##### ア オンライン調査回答用ID及び調査票の配布

調査員又は民間事業者（以下「調査員等」という。）は、オンライン調査回答用ID及び調査票を世帯に配布する。

##### イ 世帯の回答方法

世帯は、所定の期間において調査票による回答に先行して、国勢調査専用のオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）にアクセスし回答することができる。また、10月1日以降は、オンラインシステムのほか、郵送により提出又は調査員へ提出する方法のいずれかを選択し、回答する。

##### ウ 調査票の取集

調査員等が世帯から調査票を取集するほか、郵送により世帯から調査票を取集する。

また、世帯がオンラインシステムを利用して回答する場合には、市町村職員がオンラインシステムから当該市町村内にある世帯に係る報告を求める事項を入手する。

なお、世帯から調査票の取集ができない場合には、調査員等が、関係者の協力

を得て、聞き取り調査を行い、報告を求める事項の一部を入手する。

※ 世帯は、調査員に調査票を提出する場合は、調査員にそのまま提出する方法、封入して調査員に提出する方法のいずれかを選択することができる。

## (2) 特別な地域における方法

自衛隊地域、矯正施設地域、学生寮・独身寮のある地域、外国人居住者の多い地域や、旅館・ホテルの長期滞在者、夜間又は24時間営業の店舗（インターネットカフェなど）に寝泊まりする住居不定者等については、それぞれの特性に応じた方法によって調査を行う。

## 5 報告の方法

報告は、世帯主（世帯の代表者を含む）又は世帯員が調査票に記入し、調査員等の質問に答え、調査票を調査員等又は総務省に提出することにより行う。

## 第7 結果の集計及び公表

### 1 結果の集計

集計は、総務省において別紙2に示す区分により行う。

なお、独立行政法人統計センターの中期目標により総務大臣が指示した集計については、同センターが当該業務を行う。

### 2 結果の公表

#### (1) 公表方法及び公表時期

調査結果の第一報は、翌年2月末までに、「人口速報集計」として公表する。その後、別紙2の集計区分に応じ、順次、結果表をインターネットで利用する方法等により公表する。

#### (2) 人口・世帯数の官報公示

「人口速報集計」による全国・都道府県・市町村別の人口総数については、翌年2月末までに、「人口等基本集計」による全国・都道府県・市町村別の人口総数及び世帯数（確定人口及び世帯数）については翌年9月末までに、それぞれ官報に公示する。

## 第8 調査書類の保存

調査書類の保存期間と保存責任者は、次のとおりとする。

なお、保存期間を過ぎた調査書類は、他に漏れないように廃棄する。

調査書類名	保存期間	保存責任者
調査票	3年間	総務省統計局長

調査票の内容（氏名を除く）が 転写されている電磁的記録	永年	同上
調査世帯一覧	10年間	正本 総務省統計局長 副本 市町村長
調査区要図	同上	同上
市区町村要計表	次回調査まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事、市町村長
都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事
結果原表又は結果原表が転写さ れている電磁的記録	永年	総務省統計局長

〔秘〕基幹統計調査



## 国勢調査調査票

この調査は、統計法に基づき政府が実施する統計調査です。  
秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

2020年10月1日

総務省統計局

## 世帯について

(調査票が2枚以上にわたる場合は1枚目のみに記入してください)

1 世帯員の数	総数	男	女			
・ふだん住んでいる人 全員の人数を書いてください	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>			
2 住居の種類	都市再生機構・ 持ち家 市区町村営 の賃貸住宅	民営の 賃貸住宅	給与住宅 (社宅・公務 員住宅など)	住宅に 間借り	会社等の 独身寮・寄宿舎	その他
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

## 数字の記入例

たて線一本ずきまをあける  
記入は黒の鉛筆で  
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0  
とじる  
はねない 上につきぬける 角をつける

- 数字を記入する場合は、わくの中に右づめで書いてください。
- 記入欄が○の場合は、当てはまる○を●のようにぬりつぶしてください。

「調査票の記入のしかた」を参考して 黒い太わくの中に記入してください

## 世帯員全員について(世帯員ごとに記入してください)

3 氏名及び男女の別	1 (氏名) <input type="text"/>	2 (氏名) <input type="text"/>	3 (氏名) <input type="text"/>	4 (氏名) <input type="text"/>
・ふだん住んでいる人をもれなく 書いてください	男 <input type="radio"/>	女 <input type="radio"/>	男 <input type="radio"/>	女 <input type="radio"/>
4 世帯主との続柄	世帯主 世帯主 又は の 子 の 世帯主 代表者 配偶者 の子の配偶者 配偶者の父母 の父母			
・世帯主の配偶者(妻又は夫)の祖 父母・兄弟姉妹はそれぞれ祖父 母・兄弟姉妹に含めます  ・孫の配偶者は孫に兄弟姉妹の配 偶者は兄弟姉妹に含めます	孫 祖父母 兄弟 他の 住み込み その他 の親族 の雇人			
5 出生の年月	明治 大正 昭和 平成 新元号 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	明治 大正 昭和 平成 新元号 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	明治 大正 昭和 平成 新元号 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	明治 大正 昭和 平成 新元号 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月
6 配偶者の有無	未婚(幼児など) 配偶者 あり <input type="radio"/>	未婚(幼児など) 配偶者 あり <input type="radio"/>	未婚(幼児など) 配偶者 あり <input type="radio"/>	未婚(幼児など) 配偶者 あり <input type="radio"/>
7 国籍	日本 外国 (国名) <input type="text"/> <input type="radio"/>			
8 現在の場所に 住んでいる期間	出生時から 未満 5年未満 10年未満 20年以上 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> ウラ側へ 9欄へ ウラ側へ	出生時から 未満 5年未満 10年未満 20年以上 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> ウラ側へ 9欄へ ウラ側へ	出生時から 未満 5年未満 10年未満 20年以上 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> ウラ側へ 9欄へ ウラ側へ	出生時から 未満 5年未満 10年未満 20年以上 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> ウラ側へ 9欄へ ウラ側へ
9 5年前(平成27年10月1日) にはどこに住んでいましたか  ・平成27年10月1日より後に生まれた 人については出生後にふだん住んで いた場所を記入してください  ・5年前に同じ市内の他の区 に住んでいた場合は他の区・ 市町村に記入してください  ・他の区・市町村の場合は 都道府県・市区町村名も 書いてください (東京都区部と政令指定 (都市の場合は区名まで)	現在と同じ区・市 町村内の他の場所  (所在地を記入)  (左づめて記入)  都道府県 市郡 区町村	同じ区・市 町村内の他の場所  (所在地を記入)  (左づめて記入)	同じ区・市 町村内の他の場所  (所在地を記入)  (左づめて記入)	同じ区・市 町村内の他の場所  (所在地を記入)  (左づめて記入)
電話番号	— — — → → → ウラ側(第2面)も記入してください → → →			

## 調査員記入欄

世帯の種類	一般世帯 (一人世帯 会社等の 独立寮の入居者を含む)	学校の寮・ 寄宿舎の 学生・生徒	病院・療養所 の入院者	老人ホーム等 の社会施設 の入所者	その他	住宅の建て方	一戸建 <input type="radio"/>	長屋建 (アスパックスを含む) <input type="radio"/>	共同住宅 (アパート・マンションなど) <input type="radio"/>	その他 <input type="radio"/>	建物全体の階数 <input type="text"/> 階建 → <input type="text"/> 階	この世帯の住宅がある階 <input type="text"/> 階
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>							
第一面 1	市区町村コード 4 8 1 0 1	調査区番号 9 9 - 1 - 9	世帯番号 1	この世帯の調査票 枚のうち 枚目				事務使用欄 行 世一〇				

10 教育		1 在学中卒業	未就学	2 在学中卒業	未就学	3 在学中卒業	未就学	4 在学中卒業	未就学	
<p>・現在 学校に在学しているかどうかについて記入したうえで 矢印に従って記入してください</p> <p>・在学中の人にはその学校について卒業の人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の卒業学校)について記入してください</p> <p>・専修学校(専門学校など)・各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の8ページを参照して記入してください</p>										
9月24日から30日 までの1週間に仕事をしましたか		主に仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事		主に仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事		主に仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事		主に仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事		
<p>・仕事を伴う仕事をいい自家営業(農業や店の仕事など)の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトも含めます</p> <p>・通学には予備校・専門学校などに通っている場合も含めます</p> <p>・幼稚園又は保育所などに通っている場合は その他に記入してください</p>		<p>少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事でいたをた 仕探しでいたをた 家通 そ(幼児や高齢など)</p>		<p>少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事でいたをた 仕探しでいたをた 家通 そ(幼児や高齢など)</p>		<p>少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事でいたをた 仕探しでいたをた 家通 そ(幼児や高齢など)</p>		<p>少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事でいたをた 仕探しでいたをた 家通 そ(幼児や高齢など)</p>		
<p>記入あり</p> <p>記入あり</p> <p>記入あり</p> <p>記入あり</p>										
この調査票は機械にかけますので汚さないでください										
就業者・通学者について (11欄で仕事を休んでいた人に記入した人は12~16欄にその休んでいた仕事について記入してください)										
12 従業地又は通学地		自宅(住み込みを含む)	同じ区・市町村	他の区・市町村	自宅(住み込みを含む)	同じ区・市町村	他の区・市町村	自宅(住み込みを含む)	同じ区・市町村	他の区・市町村
<p>・仕事を通学もしている人は仕事をしている場所について記入してください</p> <p>・同じ市内の他の区に通勤・通学している場合は他の区・市町村に記入してください</p> <p>・他の区・市町村の場合 都道府県・市区町村名も書いてください (東京都区部と政令指定都市の場合は区名まで)</p>		都道府県	市郡	区町村	都道府県	市郡	区町村	都道府県	市郡	区町村
		14欄へ	13欄へ	(所在地を記入)	14欄へ	13欄へ	(所在地を記入)	14欄へ	13欄へ	(所在地を記入)
		(左づめて記入)								
13 従業地又は通学地までの利用交通手段		徒歩のみ	鉄道電車	乗合バス	勤め先・学校のバス	徒歩のみ	鉄道電車	乗合バス	勤め先・学校のバス	徒歩のみ
<p>・二つ以上の交通手段を利用している場合(徒歩を除く)は該当するものすべてに記入してください</p> <p>・徒歩のみで通勤・通学している場合は徒歩のみに記入してください</p>		自家用車	ハイヤー	オートバイ	自転車 その他	自家用車	ハイヤー	オートバイ	自転車 その他	自家用車
		タクシー				タクシー				タクシー
就業者について (11欄で通学に記入した人は14~16欄には記入の必要はありません)										
14 勤めか自営かの別		雇われている人	会社	雇われている人	会社	雇われている人	会社	雇われている人	会社	
<p>・労働者派遣事業所の派遣社員とは 労働者派遣法に基づいて派遣されている人をいいます</p> <p>・パート・アルバイト・その他には契約社員 嘱託なども含めます</p> <p>・自営業主とは個人で事業を経営している人(農家などを含む)や自由業の人をいいます</p>		正規の職員・ 労働者派遣事業所の 従業員	パート・アラバイトなどの役員	正規の職員・ 労働者派遣事業所の 従業員	パート・アラバイトなどの役員	正規の職員・ 労働者派遣事業所の 従業員	パート・アラバイトなどの役員	正規の職員・ 労働者派遣事業所の 従業員	パート・アラバイトなどの役員	
		自営業主	家族	家庭内の 賃仕事(内職)	自営業主	家族	家庭内の 賃仕事(内職)	自営業主	家族	
		雇人あり	雇人なし	従業者	雇人あり	雇人なし	従業者	雇人あり	雇人なし	
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容		15欄と16欄は「調査票の記入のしかた」の10~15ページの書き方の例を参考にしてくわしく書いてください								
<p>・仕事をしている事業所(本社 支店 営業所 工場 商店など)の名称を書いてください (官公庁は課名まで)</p> <p>・その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください</p> <p>・労働者派遣事業所の派遣社員は 派遣先(実際に仕事をしている事業所)について書いてください</p>		勤め先・業主などの名称								
		事業の内容								
16 本人の仕事の内容										
<p>・本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください</p>										

第2面

2

## 2020年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧

集計区分		集計内容	産業分類	集計対象	表章地域	全国結果の公表予定	結果の公表及び提供の方法	
速報集計	人口速報集計 (要計表による人口集計)	男女別人口及び世帯数の早期提供	—	全数	全国、都道府県、市区町村	2021年2月	インターネットを利用する方法等によって公表。 人口は公表日に官報に公示。	
基本集計	人口等基本集計	人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢者世帯、母子・父子世帯、親子の同居等に関する結果	—	全数	全国、都道府県、市区町村	2021年9月	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おって、報告書を刊行。 人口等基本集計の人口及び世帯数（確定人口・世帯数）は公表後に官報に公示。	
	就業状態等基本集計	人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類					
抽出詳細集計		就業者の産業・職業小分類別構成等に関する詳細な結果	小分類	小分類	抽出	全国、都道府県、市区町村	2022年11月	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おって、報告書を刊行。
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口・就業状態等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類	全数	全国、都道府県、市区町村	2022年5月	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おって、報告書を刊行。
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	—	全数	全国、都道府県、市区町村	2021年12月	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おって、報告書を刊行。	
	移動人口の就業状態等集計	移動人口の労働力状態、産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類		全国、都道府県、市区町村	2022年6月		
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	人口、世帯、住居に関する基本的な事項の結果	—	全数	町丁・字等、基本単位区、地域メッシュ	該当する基本集計等の公表後に集計し、地理データ等を活用して秘匿処理を施した上で、速やかに公表。	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。	
	就業状態等基本集計に関する集計	人口の労働力状態及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する基本的な事項の結果	大分類					
	従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項の結果	—					
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	5年前の常住地に関する基本的な事項の結果	—					

1)「産業分類」及び「職業分類」欄は、該当する分類を用いた集計結果があることを示す。

2)「表章地域」欄は、該当集計区分で集計する地域を表しているが、必ずしも全ての統計表がその地域まで集計されるわけではない。